

教える側の苦悩と学ぶ側のとまどい

——第2回SELAPPセミナーを終えて

上智大学法学部教授 北村喜宣

KITAMURA YOSHINOBU

1 教育内容と方法に対する関心

2007年11月17日(土)の午後、上智大学法科大学院環境法政策プログラム (SELAPP) は、「ロースクールにおける環境法教育の今後」と題するセミナーを開催した(注1)。法科大学院(以下、「LS」という)における環境法教育については、かねてより、日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会の環境法部会も関心を寄せて教材づくりについての研究会を重ね、その成果は、テキストとして出版されているが(注2)、環境法教育それ自体に焦点をあてたセミナーは、これが初めてではないかと思われる。

LS制度の創設から、4年が経過した。制度はまだ混沌の中にあり、教員も学生も、毎日が手探りであって、なかなか余裕をもてずにいるのは事実である。環境法についても、例外ではない。しかし、少しでもよい教育を提供することは、LS側の責任である。また、環境法研究を踏まえて教育がなされるべきところ、LS制度が環境法学にどのような影響を与えるうるのかにも、関心もたれる。そこで、今回のセミナーは、現実に授業を担当する研究者教員と実務家教員に実情を報告してもらい、ユーザー側の学生も参加して、環境法教育の課題と方向性、そして、環境法研究の今後を探ろうという趣旨で開催されたのである。

(注1) このセミナーにつながる筆者の問題意識については、北村喜宣「実務と学問と環境法教育」本誌8号65頁以下参照。

(注2) 日本弁護士連合会編『ケースメソッド環境

法〔第2版〕(日本評論社・2006年)(初版は、2005年)参照。

2 セミナーを企画した意図

(1) 「開催趣旨」より

当日配布した資料には、以下のような開催趣旨が記されている。「法科大学院における教育の目的のひとつは、実務と理論の架橋である。このセミナーでは、法科大学院において環境法教育に従事する実務家と研究者が、それぞれの授業を紹介するとともに、実務的および学問的にみてどのような点がさらに充実されるべきか、学生の理解を深めるにはどのような授業がありうるかなどについて議論する。学問的基盤をしっかりと持ちつつも、実務に役に立つ環境法教育とはどのようなものかを、広い視点から探求したい」。

私自身、上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻で環境法関係科目を担当しているが、毎日が暗中模索の状態である。3年半の経験を踏まえても、なかなか自信のあることはいえない。この際、おそらくは同じ気持をもっているだろうLS環境法教育関係者に集っていただいて議論をする機会があればお互いにとって有益だろうと考えての企画であった。私の問題意識を簡単にまとめると、次のようになる。

(2) 狭くなった「環境法」?

第1に、新司法試験選択科目に含まれていることにかえて「環境法」の範囲が狭く解されているのではないかということである。たしかに、廃棄物をめぐる訴訟は相変わらず多いが、現実には、そのほかにも景観紛争やまちづくり紛争など

が頻発し訴訟にもなり、実務的にも、専門法曹の供給が求められている。また、そうした分野は、都市環境法として環境法学の重要な部分を占めるものと思われる。ところが、現実には、都市計画法や建築基準法などの都市環境法を教授するLS法科大学院は、ほとんどない状況にある。また、新司法試験時に用いられる『新司法試験用論文』に収録される10法の学習に重点がおかれるために、それ以外の重要な実定環境法に十分な関心が払われない傾向がある。

(3) 実務における環境法

第2に、実務においては、個別の実体環境法だけが単独で問題になることは少なく、それは、民事訴訟、行政訴訟、刑事訴訟において議論される。他法律との複合的適用も、問題になる。地方分権時代の現在においては、地域特性に応じた解釈も求められる。法定自治体事務に関して条例を制定し、よりよい環境の創造をすることも重要な課題である。したがって、判例研究や実定法解説にとどまることなく、環境法過程の観点から、よりダイナミックで実践的な授業構成が必要とされるのではないだろうか。しかし、少なくとも私には、それが十分にできていない。

(4) LSにおける環境法教育と環境法学

第3に、環境法研究者としてLSにおける環境法教育に従事する以上、そこから何かを得たいものである。LSにおける環境法教育の実践から、環境法研究者は何を学ぶことができるのだろうか。環境法学にとって、LSという「場」は何を意味するのだろうか。確立した体系などないのであるが、コミットをせざるを得ない以上は、自分の学問にとってこの経験を活用するのが重要と前向きにとらえるべきである。

3 セミナーの概要

以上のような課題や疑問を解く鍵を探すべく、前半は3人の基調講演者による報告、後半は3人を含めてのパネルディスカッションが行われた。報告者は、交告尚史氏（東京大学大学院公共政策研究科教授）、池田直樹氏（弁護士・関西学院大学大学院司法研究科教授）、佐藤泉氏（弁護士・

日本大学大学院法務研究科非常勤講師）（いずれも、肩書きは当時のもの）である。その内容を要約すれば、次のとおりである。

(1) 交告尚史報告「私の環境法講義」

一般に、環境法科目は、法学部においても十分には整備されておらず、受講している学生も少ない。このため、LS講義では、環境法の基礎的知識の提供に相当の時間を要する結果となり、より突っ込んだ内容にまで踏み込めない悩みがある。環境法の理解のためには、歴史なりリスク論なり、一見「法律論」ではない知識を伝えるようにしているが、そうした「教養的説明」を嫌う学生もいる。環境民事訴訟では、民法の踏み込んだ議論が展開されているが、たとえば、共同不法行為論は、民法の講義では触れられないようであり、その説明に時間をとられることがある。



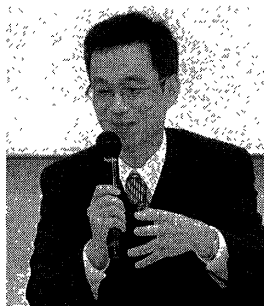
交告尚史氏

「街づくりの法制度（都市計画法、建築基準法、景観法など）」、「非環境保護法（砂利採取法、採石法など）による環境保護」、「公害等調整委員会の機能」は重要と思いつつも含めることができていない。現実には、こうした法制度が環境法実務にとって大きな意味をもっているのであり、その扱いは将来の課題である。

環境法を学ぶにあたって重要なのは、保護に対する強い気持である。環境保全を実現するための法理論は十分には発展していないが、その気持がないと理論もつくり出せない。授業を通じて、環境保護の重要性を理解する法曹を多く養成したい。

(2) 池田直樹報告「法科大学院における環境法教育の模索」

環境法受講者は、年々増加している。それだけクラスの多様性も大きくなっており、共通して伝えなければならないことが多くなっている。結果的に、いわゆる「論点」教育になってしまう部分がある。「実務と理論の架橋」というLS教育の理想に応えるため、日本環境法律家連盟



池田直樹氏

(JELF) 大阪事務所の案件などをクリニックの対象として提供している。ただ、日程調整の難しさがあること、つまみ食いの参加になること、少数学生の参加にとどまること、依頼者との直接的やりとりが多いことなどの限界がある。

「ローヤリング」の一環として、シミュレーション教育の導入を試行的に実施している。「判断」の訓練を通して中核的な倫理的価値や正義感を涵養し、問題解決の道具として「法律」を使う体験を通して創造的法解釈や法政策を考えることがめざされている。これは、紛争に限定されるものではない。たとえば、一つの政策課題についてどのような対応が適切かを、LS間でコンペするような企画があってもよい。LSと社会との距離を近づけることが重要であり、地域の環境課題への取り組みやクリニックなどの活動の可能性も考えてみたい(注3)。

(3) 佐藤泉報告「法科大学院における環境法教育の今後」

環境法曹は、被害住民のために働く弁護士のほかにも、裁判官、検察官、企業弁護士、自治体職員としての活躍の場もある。将来の可能性を狭く規定しないことが重要である。

環境法がほかの科目よりもおもしろいのは、時間的拡がりや空間的拡がりがあることであり、依頼者の私権のみならず公共性に関係する事項について法的意見を述べることができる点にある。しかし、それだけに、基本的な作業は重要であり、個別法の立法趣旨を十分に踏まえて条文を正確に理解する能力が求められる。



佐藤 泉氏

日本も多様であるから、それぞれのLSの地域性を活かした環境法教育がもっとあってよいのではないだろうか。しかし、新司法試験のことがあるために、教育内容が画一化し

ているように感じる。標準化は必要であるが、必要以上の標準化はLSにおける環境法教育の可能性の芽を自らつみ取ってしまうことになるのではないか。

実務家も、環境法学界の議論にもっと参加するようになるだろう。もちろん、学問的トレーニングを受けていないことから「学者的議論」はできないかもしれないが、実務家にも開かれた議論のフォーラムがあるとよい(注4)。

(4) パネルディスカッション

以上の報告を踏まえて、越智敏裕氏(弁護士・上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻准教授)のコーディネイトで、フロアからのコメントもと入れつつ、パネルディスカッションが行われた。その内容を紹介するとともに、若干のコメントをする。

(A) 画一化・標準化の懸念

池田報告と佐藤報告でも指摘されていたように、司法試験を念頭におかざるを得ない授業には、どうしても画一化・標準化が避けられないことが、ディスカッションにおいても指摘された。

この点は、どのように考えることができるだろうか。そうした傾向が、「環境法」という成長途上にある科目に、「小さめの上着」を着せる結果になっている面は、たしかにある。

仮に、環境法が選択科目にならず、「先端展開科目の一つ」ととどまったとすれば、どうであろうか。環境法は、LS発足時においても、50以上の学校で開講が予定されていた。これは、文部科学省の大学院設置審議会が認可した時点のことであって、環境法が選択科目に決定したのは、その後である。

研究者教員が不足している事情もあって、授業担当者としては、かなりの数の弁護士が予定されていたし、現在も、多くの弁護士が教壇に立っている。弁護士教員の場合は、とりわけ行政法のトレーニングが欠けていることが少なくないために、民事訴訟を中心とした授業になったのではないかと思われる。おそらく、自分が関与した訴訟の説明や解説に、多くの時間が使われたであろう。これは、まさに「生きた環境法」であって、

LS生が学ぶ意義は大きい。しかし、それに終始すると、現代社会における環境法の意義や法政策的思考の必要性・重要性が伝わらないで終わってしまう。

事情は、研究者教員でも同じようなものである。環境法を専攻する研究者が講義をすることのほうが少ないのが実態であるから、「一定の範囲・内容」にそれほど縛られることはなかったに違いない。他の科目ほどには体系が確立していない学問分野であるだけに、教授される内容がバラバラになりやすい。何がどのように議論されるべきかに対する関心が低いままであると、学問としての発展にも支障が出るのではないかと懸念される。

そうしたことを考えると、私は、選択科目化は、環境法学にとって、とりあえずはいい機会を提供しているように思う。とりわけ、研究者は、LS教育の経験を通じて、体系論、方法論、教育論など、さまざまな観点から環境法学を考え直し、議論を交わすことが重要である。

(B) 立法者の立場に立つことの重要性

すべてのパネリストから指摘されたのは、自らが立法者となったつもりで環境法をみることの重要性であった。原告・被告それぞれの立場で法的議論を組み立てることは当然に必要なが、それを超えた枠組みでの学習が必要というわけである。

とりわけ実務家教員からこうした指摘がされたことは、意義深い。おそらく、それは、環境保護を進めるうえで、現行法が必ずしも十分ではないことを、実務を通じて痛感されているからであろう。20年以上の自治体職員経験をもつ出石稔氏



出石 稔氏

（関東学院大学法学部教授）は、フロアから発言し、現行法の不備ゆえに「適法行為」の結果として環境破壊が発生し紛争につながる現場実態について、地下室マンション問題をめぐる横須賀市の対応を紹介された。

これらのコメントから学

べるのは、「法律を所与とするな」ということである。実定環境法の正確な理解がまず必要となるために、クラスにおいては、どうしても「法律の解説」が中心になる。しかし、それに重点をおきすぎると、法律を懐疑的にみるという学問的作業がされずに終わることになる。東京地裁・高裁判事および公害等調整委員会事務局審査官などの経験をもつ六車明氏（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）は、学生に条文を作成させることによって学生が法令をより正確に読むようになったと紹介されたが、この作業には、こうした基礎的トレーニング能力が不可欠である。



六車 明氏

もちろん、「LSにおいては司法試験のことを考えざるを得ないのであるから、そうした作業は不要」という考え方もあろう。見解が分かれるところであるが、予備校ならまだしも、専門職をめざす大学院としてLSが位置づけられていることに鑑みれば、環境法担当者としては、そのような浅薄な認識に立つべきではない。地方分権改革により、法律に基づいて多くの権限は、自治体のものとなっている。法律を所与とするスタンスでは、自治体が地域特性に応じた環境政策を進めることはできない。また、国の環境法政策をより合理的なものにするためも、現実の紛争に学び、法制度の不備を理論的・実証的に明らかにすることが必要である。環境法曹には、そうした作業が社会的に期待されている。

(C) 環境法研究への影響

これまで、環境法研究者は、他の法分野の研究者と同じように、大学院において外国語をひたすら読んで外国法に関する論文を書いて就職してきた。今後は、そうした養成パターンは、これまでほどには期待できないし、それはそれで望ましいのではないかという議論が出された。

たしかに、私もそう思う。現実的に考えてみると、これからのLS教員の多くは、司法試験に合格した後、一定の実務経験を積んで（あるいは、

そのかわり) 大学院法学研究科博士課程後期課程に在学し、論文を執筆して就職するのであろう。彼らの本能的問題意識は、目の前の紛争をどのように解決するかであって、「ドイツではどうなっている」ということではない。外国法はもちろん参照することがあろうが、環境法学は、基本的に、日本環境法を正面に据えた研究になっていくだろう。実務家も一層の勉強が必要であるが、その問題意識を学問的に受け止める必要性は、より高まっている。かねてより、外国法研究に異常に傾斜した研究スタイルは批判されていたけれども(注5)、LS制度は、学界全体に対して、長期的にみれば、大きな影響を与えるのではないだろうか。もちろん、日本法中心の研究になったから楽になったということはない。「その人しか知らない外国法の細かい制度や議論の紹介」(したがって、誰からも批判されない)よりも、日本法に素材を求める研究のほうが、難しいと思う。

「法律を所与としない」という立場から重要なのは、研究資料である。どのような根拠で政策決定がされたのか、どのような考え方の対立がそこにあったのか、内閣法制局と霞が関官庁の法令協議では何が問題になったのか、関係省庁調整や業界調整の過程でどのような妥協がされたのか、審議会答申の原案策定過程ではどのような議論が交わされたのか。これらを実証的に研究することによって環境法学が得られる成果は、かなり大きい。

ところが、こうした資料は、一般には開示されない。情報公開法を使えば一定のものは入手できようが、多大のコストを要するし、一部開示が少なくないと想像される。政府の関係審議会委員を務める研究者であれば、ある程度の情報を入手できようが、守秘義務がかかるであろうし、関係省庁との関係上、すべてをオープンにすることもできないだろう。環境省が、こうした資料のかなりの部分を開示したうえで、よりよい環境法政策の提案に資する研究に補助金を支給するということがあればよいが、今のところは、夢物語である。

(D) 利害調整作業の重要性

事件にもよるが、環境紛争においては、とりわ

け原告側が多数になっている場合が少なくない。一つの訴訟である限り、被告に対する請求は(請求額に違いはあるにしても)一つであるが、現実には、原告の中で利害対立があることも稀ではない。パネルディスカッションの中では、弁護士として、誰からも100%は支持されない解決案をまとめていくことさえある孤独感が披露された。

環境法曹の仕事の実態として、重要な指摘であった。もっとも、模擬的であるとしても、こうした調整作業をLSのクラスにおいて実施することは、困難であろう。しかし、現実にはそうした場面があるから、別途、セミナーなり研究会などの場を通して、関心のあるLS生に現場の実態を伝えることは有用であると思われる。自分たちがやがては出て行く「現場」がどのようなものなのかを知ることは、学習のモチベーションを高めるには重要である。

(E) 授業科目

交差報告にもあったが、都市環境や土地利用に関する法制度を教授する必要性が、あらためて強調された。司法試験科目ではないが、環境法曹として必要な知識であることはたしかであろう。新規科目として立てることが困難であるならば、環境訴訟を講じる回において、一定の知識を伝えることがせいぜいであろうが、それであってもやるには値すると思う。

このように考えると、やるべきことばかり増えてくるが、逆にインターンシップやエクスターン



越智敏裕弁護士・准教授(左端)のコーディネイトによるパネルディスカッション。

シップは、LS でやらなくてもよいのではないかという見解も示された。こうしたことは弁護士になってからでもよく、むしろ、LS 時代には、忙しくも「ゆっくりと考える時間」を確保してあげることが重要という認識である。余裕をもつべきという点については、全く同感である。

アメリカのLS では、クリニックを有効に活用することの重要性が指摘されている。現実世界から隔離されたLS で学習するだけであると、「何のためにやっているのか」という点があいまいになり、最悪の場合には、メンタル・ブレイクダウンを引き起こす。クリニックを通じて自分の学習の意義を確認することは有用というわけである。無理のない範囲でこのような体験をさせることができれば効果的である。

(F) 「ユーザー」としてのコメント

教員は、ともすれば理想的になりがちである。一般的にも、課題の多さにフウフウいっている学生の声をよく耳にする。すべてを受け入れるのではないにしても、学生の意見に耳を傾けることは重要である。

幸い、セミナーには、新司法試験合格者（環境法選択）^{*)}のほか、三つのLS から学生（環境法選択予定）も参加して、積極的に議論に参加した。共通に語られたのは、環境法教育の方向性に対する賛同と同時に、それに対応する時間的・精神的余裕のなさに対するもどかしさであった。原子力やまちづくりが重要な環境問題であることは、十分に認識できている。しかし、それよりも、「とにかく10法をしっかりと」ということになってしまい、種々の制約の中では、学習の幅が広がらないというのである。学習意欲が高い優秀な学生であればあるほど、こうした悩みは大きい。

現実に履修できる授業数には、限界がある。平均的な学生が受講する二つ程度の環境法科目の中でいかに「環境法」を伝えるか。一つのLS だけでは、限界があるのかもしれない。複数のLS が共同企画をしたり、環境法政策学会やJELFなどがLS 生を念頭においたセミナーを企画するなど、教員・実務家側の責任も大きいと感じた。

すべての報告者が、学生に対して、「自然保護

の必要性を理解してほしい」「環境をより悪くして次世代に伝えないことが必要」「人類全体への関心をもつべき」というメッセージを発していた。合格者からは、「環境問題への認識はLS 生全体が共有すべきものである」との発言も聞かれた。

(注3) 池田直樹「ロースクールで環境法を教えるその3」公害・環境ニュース〔日弁連公害対策・環境保全委員会ニュース〕35号1頁以下も参照。

(注4) 佐藤泉「ロースクールで環境法を教えるその1：日本大学大学院法務研究科での環境法教育の現状と課題について 環境法教育の可能性と新司法試験への不安」公害・環境ニュース〔日弁連公害対策・環境保全委員会ニュース〕33号1頁以下も参照。

(注5) 阿部泰隆「行政法学の課題と体系：総論を中心として」ジュリスト731号38頁以下参照。

4 今後のLS における環境法教育

環境法学界は、今のところ、「教育」に対して、それほど積極的に活動してはいない。LS 用テキストの出版はされているけれども、クラスルームにおける経験を踏まえて編集するということはなかった。それらはLS 発足に間に合うようにとつくられたのであるから、これは当然のことである。今後は、法曹実務で求められることやLS 生の現実的な対応可能性をも考えて、教育内容が検討されるべきであろうし、テキスト内容も改善されるべきであろう。ユーザーの意見に耳を傾けるのは、当然である。

それにあたっては、実務家と研究者との間で、これまで以上に真摯な議論や共同作業が必要となるように思われる。私自身は、実務に疎い研究者教員にすぎないが、現在の実務において何が求められているのか、今後の実務においては何が求められるべきなのか、それに対して環境法学はどのような貢献ができるのかについて、一層自覚的に考えてみたい（注6）。

筆者は、この原稿を、滞在先のハワイ大学ロースクールで執筆している。この国では、LS は、社会との相互関係の中で発展してきた。LS それ

自体には、100年以上の歴史がある。環境法についてみても、アメリカのLSで講じられ始めて、おそらく、40年が経過している。その過程においては、さまざまな試行錯誤が繰り返されてきたことであろう。環境法をめぐるのは、豊富な判例や深刻な社会のニーズを踏まえて、間口が広く、かつ、奥の深い議論がされている。環境法教育についても意識的に議論されており（注7）、その影響が最近のケースブックにはみてとれる。

一方、日本のLSは、アメリカの経験をごく短い間に実現してしまおうという絶望的な性急さの中にある。しかし、それはそれで仕方がない。現

実も見据えながら、そして、与えられた条件を最大限に活用しつつ、LSにおける環境法教育と環境法学を少しでも理想的な状態にするよう今後も努力を継続したいと思う。

（注6） 実務と理論が相互に影響を与えあう「win-win 関係」が構築されるのが理想的である。石川敏行ほか『はじめての行政法』（有斐閣・2007年）〔石川執筆〕228頁参照。

（注7） See Sax, Environmental Law in the Law Schools: What We Teach and How We Feel About It, 19 ELR 10251(1989). 紹介として、北村喜宣「アメリカにおける環境法教育」ジュリスト953号14頁参照。